

(事務局説明：1)

【パブリック・コメント概要結果について】 資料1

それでは「パブリック・コメント概要結果について」事務局より説明させていただきます。私は、市民生活部次長兼危機管理監の木村でございます。よろしくお願いいたします。

資料1の「向日市国民保護計画(素案)に対するパブリック・コメント概要結果について」をご覧くださいと存じます。

去る9月29日開催しました第2回協議会におきまして、ご審議いただきました「向日市国民保護計画(素案)」に対しまして、さらに、幅広い市民の皆様方の意見をいただくため、10月2日から10月31日の1ヶ月間、パブリック・コメントを実施いたしました。

その結果、13名、2団体の合計15の意見提出者より41件のご意見をいただいたところでございます。

寄せられました意見につきましては、取り纏めの便宜上、共通項目ごとに適宜集約したところでございます。

意見の概要及び市の考え方として、以下のとおり、取り纏めております。

まず、一つ目の項目は「向日市国民保護計画の策定について」であり、22件ありました。

この意見の中には、国に対する意見・要望などもありましたが、便宜上この項目に含めて記載いたしております。

意見概要は、記述しているとおりでございますが、市の主な考え方としましては、まず、一つには、

平和への取り組みや努力を積み重ねることは大切なことであり、国による「平和の維持に向けた国際協調のもとでの外交努力の継続の重要性」を

二つ目としまして、

しかしながら、こうした努力にもかかわらず、万一、武力攻撃事態等に至った場合に、「国民の生命、身体及び財産を守る」ための計画が必要である。その「国民保護法」が平成16年9月に施行され、国民の保護に関する計画の策定が義務づけられました。

三つ目としまして

この計画の策定に当たっては、法第39条に基づいて、市国民保護協議会に諮問しなければならないことから平成18年3月に向日市国民保護協議会設置条例を制定したことを四つ目としまして、

市国民保護計画は、社会を日常的に軍事化しようとするものではなく、市民の生命等を武力攻撃災害から保護するためのものである。

五つ目としまして、

計画策定に当たりましては、「国民保護法」や「基本指針」及び「京都府国民保護計画」に基づき、「市町村国民保護モデル計画」を参考に計画を策定するものである。

等の趣旨を記載したものであります。

次に、2つ目の項目、「市民の協力」につきましては、2件のご意見がありました。

武力攻撃事態等において、迅速かつ的確に国民保護措置を実施していくうえで、国民からの自発的な協力をいただくことは、非常に重要なことであります。

過去の自然災害発生時においても、住民やボランティア団体等の活躍は、被災者の救助に大きく寄与しております。

公助とともに、阪神・淡路大震災の経験と復興の過程で培われました、自助・互助の精神に大きな期待が寄せられているところであります。

しかしながら、国民保護法第4条第2項においても規定するとおり、国民の協力は、あくまでその自発的な意志によるものでなくてはならず、また、協力要請が強制になるようなことがあってはなりません。

当然のことながら、罰則をもって強制動員するようなことはありません。

市保護計画の第1編、第2章の基本指針、第5項におきましても、「市民の協力」として、「自発的な意志により、必要な協力をするよう努めるものとする。」と記述しているところであり、こうした趣旨を記載したところであります。

次に、3つ目の項目の「訓練」に関しましては、1件の意見がありました。

武力攻撃災害に対処するため、平素から避難訓練をはじめ、できる限りの備えをしておくことは、必要なことであります。

市民の自発的な協力を得て、訓練を実施することは有意義なことであると考えています。としたところであります。

次に、4つ目の項目の「避難」につきまして、1件の意見がありました。

国から避難措置の指示を受けた場合、知事から、要避難地域に所在する避難住民数、当該地域の地理的特性、避難経路の候補となる道路の状況、避難住民の運送手段の確保の状況等を勘案し、具体的な避難の方法を示して、避難の指示が行われます。

市は、この避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなります。

市長は、あらかじめ避難マニュアルを作成するなど、府、府警察等関係機関と連携・協力し、いざという時に対応できる体制を構築していくものであるとしたことを、記載したものであります。

次に、5つ目の項目の「要配慮者等」につきまして、1件のご意見がありました。

本市では、第1編、第2章の基本指針、第6項におきまして、「高齢者、障害者その他配慮を要する者への配慮」としまして、子供や女性の視点にたった配慮も必要であると明記したところであります。

また、第2編第8章で「要配慮者等への支援体制の整備」としまして、新たな章を起こして詳細に記載しております。

高齢者、障害者、乳幼児などの要配慮者への支援対策につきましては、防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等との連携のもと、個人情報保護に十分配慮しながら、要配慮者の所在の把握等に努めるとともに、要配慮者への迅速かつ的確な情報伝達や安否確認が、可能な地域の協力体制の整備に努めることといたしております。

このように、関係機関との連携強化などに取り組み、日常的に要配慮者への安全対策の強化に努めていくこととした、ところであります。

次に、6つ目の項目の「武力攻撃災害への市の対応」につきましては、3件のご意見がありました。

計画の対象としましては、第1編、第5章で「市国民保護計画が対象とする事態」としまして、国の基本指針において想定されている武力攻撃事態の4類型及び緊急対応事態を記述しております。

実際の武力攻撃事態等においては、攻撃の手段、規模の大小、攻撃のパターンなどにより異なり、どのようなものになるか一概には言えないところであります。

しかしながら、万一の場合に備えて計画を策定していくことは、必要なことと考えております。

また、保護措置の実施に当たりますとしましては、どのような事態でも基本となる部分は同様と考えております。

具体的な事態の想定や留意点につきましては、今後とも国の情報を踏まえ、京都府及び関係機関と連携しながら研究・検討していきたく存じております。

また、国・府の機関が攻撃され、破壊もしくは一次的に機能を果たさなくなった場合においても、市長の判断で、国・他の都道府県・市町村と連携しながら、的確な国民保護措置を実施していくものであり、こうした趣旨を記載したところであります。

次に、7つ目の項目の「計画の策定方法」に関しては、5件のご意見がありました。

市の保護計画については、既に国民保護法が施行され、京都府の計画も作成されていることや、国から平成18年中に作成するよう要請されていることでもあります。万一、武力攻撃や大規模テロが発生した時は、市は市民の安心・安全を守る立場にあり、市民の生命、身体及び財産を保護するため最大限の努力をしなければならないことから、できるだけ早期に作成する必要があると考えているところでございます。

計画の策定に当たりましては、国、府、指定公共機関や指定地方公共機関の役員又は職員、さらには市議会議員や学識経験者など、幅広い分野からの委員で構成されています、本協議会でご審議いただいているところでございます。

本協議会の審議状況など計画の策定に係る取組につきましては、ホームページに逐次掲載するなど情報提供にも努めているところでございます。

また、意見提出制度としまして、本年10月2日から10月31日までを募集期間として、パブリック・コメントを実施し、このように、広くご意見をいただいたところでございます。

今後においても、国民保護法の仕組みや、市の保護計画について、様々な媒体を活用して、広報に努めていくこと。

としたところであります。

次に、8つ目の項目の「国際人道法」についてであります。2件ございました。

国際人道法であるジュネーヴ諸条約、ジュネーヴ諸条約第一追加議定書及び第二追加議定書の趣旨は、本計画案の基本方針の一つであると考えております。

「市国民保護計画」の第1編、第2章、第7項に、「国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。」と明記しています。

この国民保護法の守備範囲としましては、武力紛争の影響を受ける住民の保護及び武力紛争の結果生じた傷病者、死者等への人道的取り扱いに関するものが設けられているところであります。

具体的には、

高齢者、障害者等配慮を要する者の保護

保護措置を実施する者等の安全の配慮

被災者等の安否情報の収集・整理・提供

武力攻撃事態等における文民保護のための特別標章の使用及び乱用防止等

について、定められています。

国民保護法に定められている保護措置を的確に実施することが、そのまま国際人道法の的確な実施に繋がることから、これらのことにつきましては、「市国民保護計画」で具体的に記述しているところでございます。

また、自衛隊との連携については、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害へ対処などを実施するうえで、非常に重要なものと考えております。

こうした趣旨を記載いたしております。

最後に、「その他」としまして、4件のご意見があったところでございます。

その中で、「無防備地区」についてであります、「無防備地区」を宣言することができる「紛争当事者の適当な当局」につきましては、当該地区の防衛に責任を有する当局、すなわち国である解されおり、地方公共団体が「無防備地区」の宣言を行うことはできないものとされています。

と、国の見解や、これまでの他地方公共団体の考え方のおりであるとさせていただいたところでございます。

以上で、「パブリック・コメント概要結果について」の説明とさせていただきます。

(事務局説明：2)

【向日市国民保護計画(案)について】

資料2・資料3

それでは、「向日市国民保護計画(案)について」、説明させていただきます。

まず、始めに、本日、お示ししております「向日市国民保護計画(案)」を取り纏めるまでの経緯につきまして、ご説明いたします。

去る、9月29日開催しました第2回協議会におきまして「向日市国民保護計画(素案)」につきまして、ご協議をいただくとともに、去る10月2日から10月31日の1ヶ月間、幅広い市民の皆様方の意見をいただくため、パブリックコメントを実施いたしました。

また、併せまして、京都府との事前協議も実施して参りました。

頂戴しましたご意見等を踏まえまして、計画素案の字句、表現等を一部修正し、最終的にとりまとめたものが、資料2の「向日市国民保護計画(案)」となっております。

計画(案)につきましては、主な修正点を中心に説明させていただきますのでよろしくお願いたします。

お手元に資料2「向日市国民保護計画(案)」と主な修正点を要約しました、資料3「向日市国民保護計画(素案)の主な修正点」がございますが、資料3の「向日市国民保護計画(素案)の主な修正点」により説明させていただきます。

それでは、資料3の1ページをご覧ください。

左から、修正点の該当箇所、次いで旧としましての素案における記述、その右が新としまして、修正を行った計画(案)の内容、一番右側が備考としまして、修正点の理由を記述しております。

まず、第1編総論の第1章「目的、市に責務、計画の位置づけ、構成等」でございます。

前回の協議会、パブリックコメントのご意見を踏まえ、計画策定に当たっての基本的な考え方として、国における、さらなる国際平和のための取り組みとともに、世界平和都市宣言を行った市として、引き続き、効果的な平和施策の充実に努めていくことを、再度強調して追加記述しました。

しかしながら、こうした平和への努力を重ねてもなお、万一、武力攻撃や大規模テロが発生したときは、市は、市民の生命、身体及び財産を守る必要があるため、この計画を作成するものであるとしたところであります。

当該事項につきましては、資料2「向日市国民保護計画(案)」の1ページで、修正箇所(案)につきまして、ゴジックで下線文字として、修正箇所が分かりやすいようにしております。

同じく、第1編総論の、第3章「関係機関の事務又は業務の大綱」

1「関係機関の事務又は業務の大綱」の【指定地方行政機関】の表の一番下に、「近畿地方環境事務所」の名称と「事務又は業務の大綱」を追加記述するものであります。

これは、平成17年10月1日に環境行政における、国と地方の新たな協働関係築く拠点としまして、地方環境事務所が発足したところでありましたが、同日に、「事態対処法施行令」が改正され、「地方環境事務所」も指定地方行政機関に指定されたことによるものであります。

これは、資料2「向日市国民保護計画(案)」の8頁でございます。

次に、3の2ページをご覧ください。

【指定公共機関及び指定地方公共機関】の表中、「京阪宇治交通(株)」と「京阪宇治交通田辺(株)」の2機関を削除するものであります。

これは、平成18年4月1日に、京阪バス株式会社に吸収合併されとことによりものであり、京都府公報に指定地方公機関変更告示がなされたところでありまして。

これは、資料2「向日市国民保護計画(案)」の9頁でございます。

次に、下の方でございます。

第2編、平素からの備えや予防、第2章、関係機関との連携体制の整備の(4)府警察との連携についての箇所であります。

府警察とは、武力攻撃事態だけではなく、武力攻撃予測事態や緊急対処事態におきましても連携する必要がありますことから、武力攻撃事態の後ろに「等」を入れたものであります。

これは、資料2「向日市国民保護計画(案)」の19頁でございます。

次に、3の3ページをご覧ください。

第2編、「平素からの備えや予防」、第7章、「国民の保護に関する研修及び訓練、啓発」についてであります。

「市民の協力」につきましましては、第1編、総論、第2章、「国民保護措置に関する基本方針」の第5項、「市民の協力」でも「・・・その自発的な意志により、必要な協力をするよう努めるものとする。」と既に、記述しておりますが、第7章の「国民の保護に関する研修及び訓練、啓発」の(2)訓練に当たっての留意事項においても、「市民の自発的な協力を得るとともに」を追加記述するものであります。

訓練の参加は、あくまでも市民の自主的な意志によるものであり、市民に訓練への参加を要請する場合は、訓練の趣旨を事前に説明するとともに、訓練の時期、場所等は、市民が自発的に参加しやすいものとなるよう配慮する旨を明記したものであります。

これは、資料2「向日市国民保護計画(案)」の33頁でございます。

最後に、下の方でございます。

第3編、武力攻撃事態等への対処、第3章、警報及び避難の指示等、第2、避難住民の誘導等、3、避難住民の誘導の中の(8)避難所等における安全確保等についてであります。

被災地、避難所等における犯罪の予防という項目の中で、非常に緊急事態な、被災地、避難所等の設定の中で、あらゆる事案を想定しまして、「予防」という表現を「防止」に変更し、「等」の中にはソフトな面としましての「警察相談窓口の設置等」など行政的な活動も含まれるということで「防止等」に変更したものであります。

また、「府警察と協力し」の削除につきましましては、全段に「活動に必要な協力を行うとともに」と記載しておりますので、これを削除して整理したものであります。

以上で、資料2の「向日市国民保護計画(案)」の説明とさせていただきます。

(事務局説明：3)

【向日市国民保護計画策定スケジュール】について

資料4

資料4「向日市国民保護スケジュール」に基づきまして、今後の計画策定に関する日程についてご説明いたします。

1 1月の欄をご覧ください。

本日の協議会のご審議を踏まえ、市長に提出されます、計画答申を元にしまして、市の最終案を策定し、1月に、府への正式協議を行うこととしております。

2月には府の正式協議が終了し、了承を得まして、3月に市議会へ報告を行った後、関係機関への通知及び公表をして参りたいと考えております。

スケジュールにつきましては以上でございます。